

死後事務委任の基本と実務

—増加する需要に応えるために—

昨今、死後の事務について、弁護士として実務に携わる場面が増えてきたように思います。生活スタイルや家族の在り方・高齢化社会に伴う変化などで、いざとなった時に身近に頼れる人が限られているなどの状況もあるようです。また、実務の中で、悩ましく感じる点など、あるのではないのでしょうか。

そこで、本特集では、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会成年後見部会の皆様に、死後事務委任について、判例を含めた最新の实務についてご執筆いただきました。実務ですぐにでも活用できる大変充実した内容です。今後さらに発展していく

であろう分野ですので、情報提供とともに、会員の皆様にぜひ役立てていただけたら幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子, 吉川 拓威

CONTENTS

1 はじめに(特集の趣旨)	4頁
2 死後事務委任に関する基本的事項, 判例紹介	5頁
3 法定後見, 任意後見契約との関係	8頁
4 遺言・遺留分・相続人との関係	10頁
5 死因贈与契約との関係	12頁
6 実務対応例	16頁

1 はじめに(特集の趣旨)

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 成年後見部会部会長 野口 敏彦 (59期)

- 1 近時、おひとり様の増加、家族関係の希薄化等を背景に、「死後事務委任の相談を受けることが増えてきた」という会員の声を多く聞くようになった。死後事務委任については、まだ実務の分析が十分でないところがあると思われるため、関連判例の検討等を含め、会員の皆様の実務に役立つ情報を提供したい。
- 2 なお、おそらく死後事務委任だけを見ず知らずの弁護士にいきなり依頼する方は多くない。そのため、早い段階から依頼者と関係を築き、「高齢者・障害者の生活と財産を包括的に支援する視点」が重要だと思われる。具体的には、依頼者が健康な段階からホームロイヤー(見守り)契約・財産管理契約・任意後見契約・遺言・死後事務委任契約・民事信託契約等のサービスを、依頼者のニーズに合わせて提供できる体制を構築しておくことが望ましい。

この点、当会のホームロイヤー関連の契約書等の書式が、当会会員サイト「マニュアル・書式」⇒「弁護士会法律相談関係書式」⇒「高齢者・障害者総合支援センター関連書式」の中で掲載されているため、ご活用頂きたい。また、同じ箇所に関東弁護士会連合会高齢者・障がい者に関する委員会が作成した「ホームロイヤー契約書書式集」(モデル案)も掲載されているため、併せてご活用頂きたい。後者の4頁以下「ホームロイヤー契約書の使い方」の「9」では、「本書式集に掲載されている各書式はあくまでもモデル案に過ぎません」、「各弁護士レベルにおいて…独自の創意工夫によって、より充実した内容のホームロイヤー契約書を作成・運用して頂ければ誠に幸甚です」とされているので、当該書式集をたたき台として、各事務所において独自の書式を用意しておくことも一案だと思われる。

2

死後事務委任に関する基本的事項, 判例紹介

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 成年後見部会 井上 順子 (55 期)

1 死後事務委任に関する基本的事項

(1) 定義

死後事務委任契約とは、委任者が受任者に、自己の死後の事務を生前に依頼する委任契約（または準委任契約）をいう。

(2) 方式

遺言と異なり要式行為ではないが、事務を執行する時点において委任者の意思を確認できない性質上、書面によって内容を明確にしておくべきである。特に依頼者の意思能力等に疑義がある場合には、公正証書で作成しておくことが望ましい。

(3) 受任者の義務

受任者は、委任事務の処理にあたり、委任者の死亡の前後を問わず、善管注意義務を負う（民法644条）。委任者の生前は委任者から求められた際に委任事務の準備状況の報告をしなければならない。委任者の死後、委任事務が終了した際には、委任者の相続人に対し遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない（民法645条）。なお、相続人が複数いる場合、事情によっては、そのうちの特定の者に報告すれば足りる旨、死後事務委任契約の中で定めておくほうが良い場合もあろう。

(4) 費用・報酬

委任事務処理に要する費用を負担するのは、委任者またはその相続人であるところ、契約をした当人ではない相続人に償還を求める（民法650条）ことのリスクを避けるため、委任者の生前に、的確に算定された預り金を受ける（民法649条）ことができる。受任者の報酬請求権は、特約により生じる（民法648条1項）。預り金を受ける場合、費用及び報酬について預り金との精算合意をすることができる。

(5) 委任事務の範囲

受任に際し、委任事務の範囲を決めるにあたっては、依頼者の希望や客観的状況を十分にふまえることが必要である。そのため、依頼者に寄り添い丁寧に聴取するとともに、親族関係や、負債を含めた財産状況等の調査を行う。その上で、できる限り相続人にも事前の説明を行い、協力を要請できるとよい。依頼者が、事前に相続人に知らせることを望まないこともあるが、その場合は、事柄によってはトラブルになったり、委任事務の執行が困難になったりする可能性があることを説明する必要がある。

また、実際の事務履行時において受任者の事務負担が過重になったり、相続人の利益に過度の影響を及ぼしたりすることのないよう、かける費用の上限や対応期間の目安、見積もりを取るべき件数等を事前に設定しておくといった工夫が必要になることもあろう。

なお、いわゆる形見分けを依頼された際は、相続人とトラブルにならないよう事前にその理解を得ておく必要がある。特に高額品の場合は、できる限り遺言によることが望ましい。また特に高額品の場合、形見分けを受けた相続人が、思いがけず単純承認（民法921条1号）に該当してしまうといったケースもあり得、関与には慎重を期すべきである。

(6) 事務履行の準備

契約締結後は、委任者の死後、迅速かつ確実に委任事務を遂行できるよう、必要な権限の有無を事前に確認したり、必要な書式や情報を収集しておいたりする必要がある。

また、例えば、受任者が委任者の死亡を覚知した時には既に委任者の希望とは異なる態様で葬儀が執り行われていたといったことのないよう、定期的な見守りや入所先施設との連携等によって、委任者の死亡の事実を、遅滞なく把握できるようにしておくことも肝要である。

これにつきAは親族の反対に遭い、親族が依頼した弁護士が第1準委任契約は必要がなくなったとして交付金の返還を求める通知書を発した。その後、悩んだAは、Yから「本件墓はお墓の別荘と考えればよい」との説明を受けて納得し、Aの写真を上記墓に納め永代供養することを依頼した（第2準委任契約）。Aの危急時遺言により、甥で僧侶であるXが葬儀及び祭祀の主宰者として指定され、Aが死去した。XがYに対し、主位的に第1準委任契約は原始的または後発的不能であるとして、不当利得により300万円の返還を求めた。予備的に、第2準委任契約は解除された等として、300万円の返還を求めた。

イ 原判決

判決の公表がないため詳細は明らかでないが、第1及び第2準委任契約の成立を認めた上で、YがAの永代供養を行っている事実がある以上、Xが第2準委任契約を解除したとしても300万円の返還を求めるとはできないと判断した。Xは、Xが葬儀及び祭祀の主宰者として指定された時点で第2準委任契約は履行不能又は後発的不能となった、また、Xは民法656条、同法651条1項によりいつでも第2準委任契約を解除できる等として控訴した。

ウ 本判決

紙幅の都合で任意解除の可否の点のみ紹介するが、本判決は、上掲最高裁平成4年9月22日判決を引用した後、「委任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約においては、委任者は、自己の死亡後に契約に従って事務が履行されることを想定して契約を締結しているのであるから、その契約内容が不明確又は実現困難であったり、委任者の地位を承継した者にとって履行負担が加重であるなど契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がない限り、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含する趣旨と解することが相当である」とした上で、本件についてみるに、第2準委任契約の事務の内容はAの写真を墓に納め、永代供養するというもので内容は明確、かつ実現可能なものであり、極めて宗教的で委任者の内心の自由にかかわる事務である、供養料はAにおいて支払済みであってXには特に履行すべき義務がない、Yは写真

を墓に納め、お経を上げ、卒塔婆を立てるなど永代供養を続けている、以上の諸事情を総合すると、Xに契約を解除することを許さない合意を包含する趣旨と解するのが相当である旨判示した。

エ 本判決の意義

相続人が死後事務委任契約を任意に解除できるとすると、委任者の死亡によっても委任契約は終了しないと解した意味は小さくなる。民法651条1項による解除の可否と同法653条1号の終了の有無は、いずれも委任者の利益と相続人の利益の調整を問題とする相互に関連し合った論点と言えよう。

本判決は、委任者の意思とそれに拘束される相続人の利益との調和の観点から、任意解除が可能と解される特段の事情について、一定の規範を示したものである。

本判決によっても、具体的にどのような場合に黙示の解除制限特約が否定されるのか定かではないため、死後事務委任契約において、相続人が任意解除できない旨を明示的に合意しておくことが考えられる。ただ、「(本判決の示す)基準にあてはまる契約であれば、委任契約の有効性自体が問題となる」との指摘もあり(冷水登記代著「死後事務委任契約の限界」月報司法書士526号19頁)、相続人から契約自体の有効性を争われる余地は否定できない。また、「私的自治の原則も、生前に有していた財産の処分を越えて、自らの地位を承継する相続人にも義務を負わせる契約を締結する権限まで与えるものではない」として、本判決の示す基準を何ら限定することなく妥当させることは適切でない等の指摘もある(吉政知広著「死後の事務の委任契約と解除の可否」私法判例リマークス42号2011〈上〉25頁)。

それから、本判決では平成16年12月30日の危急時遺言の後のいずれかの時点で委任者が死亡後、平成19年春に写真を墓に納めた事務をもって委任事務の履行と認められている(なお、訴訟の証拠原本であり直ちに納められなかったという事情がある)ため、比較的長期に及ぶ事務が有効となった例として取り上げられることがある。ただ、やはり委任事務の処理期間は原則として長期に及ばないように配慮すべきとされている(東京弁護士会法友会「死後事務委任契約実務マニュアル」(新日本法規)4頁以下)。

3 法定後見, 任意後見契約との関係

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 成年後見部会 大八木 葉子 (50期)

1 法定後見との関係

成年後見, 保佐及び補助は, 本人死亡により当然に終了する。成年後見人, 保佐人及び補助人(以下「成年後見人等」という)は原則として法定代理等の権限を喪失し(民法111条1項1号), 本人の死後事務は本来相続人が行うものである(成年後見人等であった者が相続人から死後事務に関して依頼を受け, 委任契約に基づき死後事務を行うことはあり得る)。

しかし, 例えば相続人の連絡先が不明であったり, 相続人の協力が得られない場合などは, 成年後見人等が対応せざるを得ないことがある。

以下では, 死亡届提出(戸籍法87条2項)の他の死後事務に関し, 成年後見人等が行う法定の死後事務の主な内容, 本人が法定されたものとは異なる死後事務を希望する場合の対応について述べる。

(1) 民法873条の2に基づく死後事務(成年後見人)

平成28年, 同条が新設され, 成年後見人が一定の死後事務ができる旨規定された(なお, 同条は, 権限を定めたものであり, 義務ではない。また, 同条は, 保佐人及び補助人には適用されない)。

死後事務に関する東京家裁の実務については, 浅岡千香子裁判官と島田旭裁判官の「東京家庭裁判所における円滑化法運用の実情」(実践成年後見No.91), オアシスニュースVol.16(本人死亡後の支払に備えた預貯金の引き出しと引き出した現金の管理方法, 民

法873条の2第3号の火葬・埋葬契約等に関する解説などが掲載されている)*1等を参照されたい*2。また, 法務省のウェブサイト*3にも平成28年の改正に関するQ&Aで死後事務関係について説明されている。

同条の要件を満たした場合に成年後見人ができる主な死後事務の内容は次のとおりである。

ア 1号 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

債権につき時効完成が間近に迫っている場合に行う時効完成猶予のための措置や建物に雨漏りがある場合に行う修繕などである。

イ 2号 相続財産に属する債務(弁済期が到来しているものに限る)の弁済

生前に発生した医療費, 施設費用, 公共料金等の支払である。ただし, この支払のための預貯金払戻しには3号による家裁の許可が必要である。

相続財産が債務超過の場合の支払は, 家裁と相談しながら慎重に対応すべきである*4。

ウ 3号 死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結

遺体引取りや火葬等のための葬儀業者等との契約の締結である。納骨は, 成年後見人が遺骨の取扱いに苦慮するような場合もあり, 許可の対象になり得る。

これに対し, 葬儀は, 原則許可の対象外であり, 直葬や火葬式(通夜や告別式等の宗教儀式を行わない火葬のみの葬儀形態)に関する契約は許可の対象になることが多い。

永代供養に関する契約も原則許可の対象外であり,

*1: <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/koureisyougai/c9c1d26259510c12d01dce9bef1332eb.pdf>
(2021年東京三弁護士会合同研修会「成年後見実務の運用と諸問題」)

*2: 河井正人「成年後見人等が直面する死後の事務の留意点」(実践成年後見No.91)の47頁なども参考になる。

*3: 「『成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律』が平成28年10月13日に施行されました」
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00196.html

*4: 「成年後見人が死後事務や応急処分を行ったとしても法定単純承認(民921条)は生じない」(中山直子「判例先例 親族法―後見―」208頁(日本加除出版)), 「成年後見人が死後事務として相続財産の処分等をしたとしても, 相続人につき法定単純承認の効果は生じないものと解される」(大塚竜郎「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の逐条解説」民事月報71巻7号80~81頁)とする書籍もあるが, 一部の債権者に対する支払は, 債権者平等の観点から問題が発生したり, 相続の単純承認とみなされたりする可能性があるために「支払は避けるべきでしょう」とする書籍もある(松川正毅編「新・成年後見における死後の事務」56頁(日本加除出版), 一般社団法人日本財産管理協会編「改訂版 Q&A 成年被後見人死亡後の実務と書式」179頁(新日本法規出版))。

火葬や納骨に引き続き、本人が遺した少額の相続財産の限度で簡易な形による永代供養を行うような場合は許可の対象となる場合もある。

エ 3号 その他相続財産の保存に必要な行為

家裁の許可を得て契約した火葬や納骨等の費用を支払うための預貯金払戻しは通常できる。葬儀費用支払のための払戻しは、原則できないが、成年後見人が本人の生前の意向や相続人の意向等を踏まえて簡易な葬儀を執り行うことができ得、その場合には許可の対象となる場合もあり得る。

電気、ガス、水道の供給契約等の契約解除や動産保管のための寄託契約の締結も許可の対象となる。

(2) 応急処分義務(民法 874 条, 654 条)又は事務管理(民法 697 条)に基づく死後事務

ア 保佐人及び補助人の場合*5

保佐人等が応急処分義務又は事務管理に基づき死後事務を行うことは否定されていない。保佐人等は、例えば、医療費の支払、遺体の引取りや火葬等の契約、民法 873 条の 2 に基づき家裁の許可が出る程度の葬儀等について、応急処分義務等の要件を満たす範囲で行うことになる。

イ 成年後見人の場合

成年後見人は、民法 873 条の 2 新設後も、応急処分義務又は事務管理の規定に基づき死後事務を行うことは否定されず、同条「3号に該当する行為であっても、それが応急処分に該当すると認められる場合には」「家庭裁判所の許可なしに行うことも許容されるものと考えられる」とされる*6。

(3) 本人に希望がある場合の対応

本人が、上記の法定された死後事務とは異なり、

通夜及び告別式は○寺に依頼したい、一定の額が必要な永代供養を行って欲しい等の希望を持ち、そのための十分な資力もある場合、成年後見人等はこの希望をかなえることができるであろうか。

ア 成年後見人等自らが本人と死後事務委任契約を締結できるか

この場合は、本人との利益相反が問題となる。保佐人・補助人が本人から死後事務委任契約を依頼された場合でも、既存の文献*7には、同契約締結は控えるべき旨記載されている。成年後見人等としては、自ら契約するのではなく、他の弁護士を紹介する等の対応をすべきである*8。

イ 成年後見人による対応

成年後見人が本人を代理して第三者と死後事務委任契約を締結することが許される場合もある。その他、成年後見人が、生前に、本人を代理して菩提寺や葬儀社との間で葬儀や永代供養の契約を締結する、葬儀信託を締結する等の方法もある*9。

もっとも、それらの契約内容が本人の希望に沿ったものである上、本人の生活歴、財産状況、社会的地位などから、相当と認められるものであることが必要である。本人の意思・希望を最大限尊重しながら、親族や本人をよく知る知人、福祉関係者等の意見も聞き、契約締結の適否を慎重に検討すべきである*10。預託金の問題点や監督機能等の検討も必要である。また、相続人の利益と衝突するおそれもあるため、家裁に事前に相談すべきである。

なお、公証人によっては死後事務委任契約のみの作成に応じていないこともあるようであるため*11、留意を要する。

ウ 保佐人や補助人の対応

保佐人や補助人は、本人の意思を確認しながら基

*5：松川正毅編「新・成年後見における死後の事務」や一般社団法人日本財産管理協会編「改訂版 Q&A 成年被後見人死亡後の実務と書式」に保佐人及び補助人の行う死後事務について具体的に解説されている。

*6：大塚竜郎「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の逐条解説」民事月報 71 巻 7 号 80 頁

*7：死後事務研究会編「新しい死後事務の捉え方と実践」110 頁、松川正毅編「新・成年後見における死後の事務」76 頁

*8：もっとも、近時の「意思決定支援」の考え方からすると、被保佐人や被補助人が「私のことをよく知ってくれている先生にお願いしたい」と希望を伝えてきた場合に、保佐人、補助人が希望の全てを拒否するのが相当かについては、今後の課題であり、具体的な対応については家裁と慎重に協議すべきではないだろうか。

*9：松川正毅編「新・成年後見における死後の事務」103 頁、河井正人「成年後見人等が直面する死後の事務の留意点」(実践成年後見 No.91) 51 頁

*10：土肥尚子「実務家が陥りやすい成年後見の落とし穴」175 頁～(新日本法規出版)

*11：菅原崇他「Q&A 任意後見の実務と裁判例 元公証人の視点から」221 頁(日本加除出版)

本的に本人の第三者との死後事務委任契約、菩提寺や葬儀社との契約、葬儀信託等の締結を支援することになる。その契約内容等により、保佐人の同意（同意権がない場合は家裁による拡張の手続きを経る）に基づき本人が契約する、あるいは、保佐人等が本人を代理（代理権がない場合は家裁による拡張の手続きを経て）して契約することを検討する。

契約締結に際しては、イの成年後見人の場合と同様に慎重に対応すべきである。

2 任意後見契約との関係

任意後見契約は、本人の判断能力が不十分な状況になり、任意後見監督人が選任された時から効力が生じる。そのために、効力発生前に本人が死亡した場合、任意後見受任者としては、基本的に死後事務

を行うことはできない。財産管理契約等を締結していない限り財産管理権はなく、必要な場合、事務管理に基づき死後事務を行うことになる。なお、任意後見人のみならず任意後見受任者も死亡届を提出できる（戸籍法87条2項）。

他方、効力発生後に本人が死亡した場合には、任意後見契約は本人死亡により終了し（民法653条1号）、基本的に相続人が死後事務を行うことになる。任意後見人には民法873条の2の適用がなく、任意後見人は、応急処分義務又は事務管理の規定に基づく死後事務を行うことになる。財産管理契約等を締結していた本人が死亡した場合も同様に考えられる。

このように任意後見人や任意後見受任者が行う死後事務は限定されたものとなるため、本人が死後事務も任せたいと希望している場合には、死後事務委任契約を締結しておくことが望ましい。

4 遺言・遺留分・相続人との関係

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 成年後見部会 柴山 育子 (57期)



1 遺言で死後事務委任を定めた場合の効力

遺言で死後事務委任を記載した場合、例えば、「葬儀は家族葬で行い、費用は遺言者の財産から支払う」と遺言に記載した場合、法的拘束力が生じるのか。

遺言事項として法的な拘束力が生じる事項は、法定遺言事項に限られる。主な法定遺言事項は以下である。

I 相続に関する事項

- ① 推定相続人の廃除、廃除の取消し（民法893条・894条2項）
- ② 相続分の指定・指定の委託（民法902条）
- ③ 特別受益の持戻しの免除（民法903条3項）

- ④ 遺産分割方法の指定・指定の委託、遺産分割の禁止（民法908条）
- ⑤ 配偶者居住権の設定（民法1028条1項2号）
- ⑥ 遺留分侵害額の負担の割合の指定（民法1047条1項2号ただし書）

II 相続以外による遺産の処分に関する事項

- ① 遺贈（民法964条）
- ② 信託の設定（信託法2条2項2号・3条2号）

III 身分関係に関する事項

- ① 認知（民法781条2項）
- ② 未成年後見人の指定（民法839条1項）
- ③ 未成年後見監督人の指定（民法848条）

IV 遺言執行者に関する事項

- ① 遺言執行者の指定・指定の委託（民法1006条1項）

V その他の事項

- ① 祭祀承継者の指定（民法897条1項ただし書）
- ② 遺言の撤回（民法1022条） など

*東京弁護士会法友会「死後事務委任契約実務マニュアル」26頁（新日本法規）参照

したがって、法定遺言事項以外の内容を遺言に記載すること自体はできるが、それは付言事項として法的拘束力を持たない。

そこで、法定遺言事項以外の死後事務に法的拘束力を生じさせるためには死後事務委任契約を締結する必要がある。

2 遺言執行と死後事務委任契約との関係

遺言執行者と死後事務受任者は、どちらも亡くなった人のために事務手続きを行うという共通点があるが、遺言執行者は、遺言の内容を実現するために、遺言で定められた手続きしか行うことができないのに対し、死後事務委任の場合には、受任者が行うべき事項を自由に定めることができるという違いがある。遺言事項のうち、遺言執行者による執行行為を要する遺言事項としては、認知や推定相続人の廃除・廃除の取消しが挙げられる。

死後事務委任契約を締結する前に本人が遺言を作成している場合には、死後事務委任契約と遺言書の内容とが矛盾抵触しないように調整しておく必要がある。

3 遺言とその後になされた死後事務委任とが矛盾抵触した場合の最近の裁判例の紹介

民法1023条2項は、遺言の後になされた「生前処分その他の法律行為」が遺言に抵触する場合には、抵触する部分について遺言を撤回したものとみなすと規定している。「その他の法律行為」に、死後事務委任が含まれるかについて争われたのが、函館地判令和3年2月25日である。しかし、後述する控訴審では、死後事務委任契約の成立自体が否定されている。

事案の概要は次のとおり。Aの遺言によってその自宅の土地建物を相続したX（Aの長男）が、Aの死後にY1（Aの三男）とその妻Y2が自宅の土地建物の

一部である庭（本件庭）を取り壊して更地にした行為が、Xに対する不法行為であると主張して、Yらに対し、損害賠償を請求した。Yらは、AとYらとの間で、Aの死亡後であってもYらが本件庭を取り壊して更地にするという死後事務委任契約が成立しており、当該契約に基づく正当な行為であると反論した。

函館地裁は、AとYらとの間で、Yらの主張する死後事務委任契約が成立したと認定した上で、被相続人の遺言書と、その後に締結した死後事務委任契約の内容が相反し、かつ、受任者が遺言書の内容を認識していた場合に、死後事務委任契約が遺言書に優先するという解釈は、被相続人の最後の意思の実現に資するものであるとした。また、民法1023条2項を参照して、遺言者が遺言と矛盾・相反する死後事務委任契約を締結した場合であっても、遺言者が自由にできる財産の処分の一態様というべきであるから、死後事務委任契約が優先すると解するのが、社会一般の意識に沿うとし、不法行為は成立しないと判断した。

これに対し、控訴審の札幌高判令和3年9月7日は、そもそも死後事務委任契約の成立を否定したため、遺言とその後になされた死後事務委任契約の優劣について判断していない。そして、遺言の効力によりAの相続が開始した時点で、本件不動産の所有権はXに移転しており、本件庭の取壊しはAの死後に着手され、Xの承諾なく行われたものである以上、Yらの行為はXの所有権を侵害し、不法行為が成立すると判断した。

4 死後事務委任の事務処理が遺留分を侵害する場合

遺留分制度は、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護の調和を図る制度であるから、死後事務委任の事務処理が相続人の遺留分を侵害する、あるいはそのおそれを実質的に生じさせている場合には、そのような死後事務委任の事務処理は許されず、委任者の地位を承継した相続人からの解除（場合によっては一部解除）が認められると解される（黒田美亜紀「死後事務委任の可能性」明治学院大学法科大学院ローレビュー第18号 2013年 31頁以下参照）。

5 死因贈与契約との関係

～身元保証契約と死因贈与契約をセットにした契約が、公序良俗に反し、無効となった判決（名古屋地方裁判所岡崎支部令和3年1月28日判決、名古屋高等裁判所令和4年3月22日判決）について～

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 成年後見部会 丸山 智史 (73期)



1 はじめに

日本では、高齢化や核家族化が進み、身寄りがいないもしくは身寄りがいても頼ることが難しい高齢者が増加している。このような高齢者の身元保証を行う必要があるときは、現状として、社会福祉協議会、NPO法人や公益法人等の団体が受け皿となり、高齢者サポートサービス等を提供している。その一方で、高齢者サポートサービスの契約内容は、死後事務委任サービスや財産管理サービス、身元保証契約サービス等、複合的なサービスが包括的に組み込まれ、複雑な内容となっている。高齢化社会の進展の中で高齢者サポートサービスをビジネスとして行っている団体は急速に増加しているが、これを監督する官庁も明確ではなく、団体に対する指導監督は極めて不十分な状況であった。このような状況の中で、平成28年3月、内閣府から公益認定を受けた公益財団法人日本ライフ協会が経営破綻し、大きな社会問題にもなった。

日本ライフ協会の経営破綻以降、身寄りのない高齢者の身元保証サービスに関する様々な問題点が浮き彫りになってきた。国も内閣府の消費者委員会を通じて、高齢者サポートサービスに関する実態調査に乗り出し、平成29年1月31日に「身元保証等高齢者サポートサービスに関する消費者問題についての建議」を行った。上記の建議のポイントは、①監督官庁（消費者庁、厚生労働省及び国土交通省）が連携して監督し、高齢者サポートサービスに関する積極的な情報提供を行うこと、②契約内容の適正化、③第三者が契約の履行をチェックできる仕組みの構築、④医療機関・福祉施設等に対して、身元保証人等がないことを理由として入院の拒否をしないこと、身元保証人等に求める役割等の実態を把握し、身元保証人の役割に応じた柔軟なサービスや制度を検討することにある。

その後、国は、平成30年8月30日付けで「市町

村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢サポート事業に関する相談への対応について」と題する通達を出し、介護保険施設において、身元保証人等がないことのみを理由として入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取り扱いが行われないように指導・監督を求めるなど、身元保証サービスの指導・監督に乗り出している。このように、国は、身元保証サービスの指導・監督に乗り出しているものの、身元保証に関するサービスが普及するなかで、高齢者へのサポートサービスに対する監督や法整備は未だ不十分であるといえる。

そこで、本稿では、身元保証サービス事業者と身寄りのない高齢者との間で身元保証契約と同じ時期になされた死因贈与契約の有効性が問われた事件を紹介しながら、高齢者サポートサービスに関する問題点を検討し、高齢者サポートサービスに関する監督や法整備に関する提言を行っていきたい。

2 身元保証契約と死因贈与契約

(1) 身元保証契約

高齢者が受託者との間で高齢者サポートサービスを申し込む際には、受託者との間で身元保証契約を締結することが数多くある。受託者が高齢者に対して身元保証契約を求める理由としては、支払保証や委託者の判断能力や身体能力が衰えた場合の代行等が考えられる。その一方で、委託者に支払能力がある（十分な資産を有している）場合には、損害保険制度や社会保険制度など既存の制度を活用することで受託者の支払保証に関する不安を解消できるため、実際には身元保証契約を締結する必要がないケースも数多く存在する。

(2) 死因贈与契約

高齢者が受託者との高齢者サポートサービスを受け

る際に、受託者との間で死因贈与契約を締結することもある。高齢者が受託者との間で死因贈与契約を締結する理由としては、高齢者の純粋な受託者への感謝や応援する気持ちもあるが、受託者からの実質的な誘導や勧誘行為も後を絶たない（受託者である多くの団体は厳しい経営を迫られ、委託者からの寄付や遺贈が収益源になっているのも事実である）。

3 事件について

(1) 事案の概要

平成29年2月22日、甲（委託者）は乙（受託者：原告）との間で、甲の死亡を停止条件として、甲の不動産を除く甲の全財産を乙に対して無償で贈与すること、甲が乙を死因贈与の執行者に指定すること、甲は乙に対し、甲の葬儀及び甲の自宅の家財道具一式の片づけを依頼し、乙が定めた報酬基準に従って発生した費用等を乙が甲から預かっている財産から清算することを内容とする死因贈与契約（以下「死因贈与契約」という）を締結した。なお、乙は、A市の社会福祉協議会が運営していた養護老人ホームに対し、葬儀納骨までのサービス契約を行った契約者や乙が全ての面倒を見る内容の契約を行った契約者には、死因贈与契約を締結するよう要請し、入所者32名の半数以上が乙との間で身元保証契約を締結しており、甲を除く5名が甲と同様の死因贈与契約を締結していた。

その後、甲が死亡したため、甲と乙との間で、甲の不動産を除く全財産について死因贈与を受けたとして、乙が甲の相続人に対して甲死亡時における本件預金の残高620万9405円の支払を求めると、甲の相続人が拒否したため、乙が丙（信用金庫）に対し、甲死亡時の預金残高620万9405円及び訴状送達の日翌日から支払済みまでの遅延損害金を求めた事案（事件①）と乙が死因贈与契約により甲から本件預金の死因贈与を受けたとして、甲の相続人に対し、主位的に本件預金名義を乙に変更する手続を求め、予備的に、甲の相続人に対して債務不履行責任及び共同不法行為に基づく損害賠償請求として620万9405円の支払を求めた事案（事件②）である。

(2) **名古屋地裁**（令和3年1月28日判決 平成30年（ワ）第624号、令和2年（ワ）第282号、預金返還、預金債権名義変更手続請求事件）

ア 本件の争点

本件死因贈与契約が公序良俗に反し無効であるか否か

イ 名古屋地裁の判決のポイント

地裁の判決の要点としては、

- ① 乙は、身寄りのない者でそれなりに財産がある者に対して身元保証契約を締結するに際して死因贈与契約も締結することを要求し、事実上本件身元保証契約に付随して、本件死因贈与契約を一体として締結した
- ② 甲は約620万円もの預金を有しており、身元保証契約を締結する必要性はなかった
- ③ 本件身元保証契約は契約内容が不明確である
- ④ 本件身元保証契約及び本件死因贈与契約の内容として死亡届、葬儀、火葬、収骨及び納骨などの死後事務が含まれると解されるが、費用体系を明らかにすることが容易であるのに乙はそれを行っておらず、契約上この事務に対する契約額が明確でなく、問題である
- ⑤ 乙が負担する死後事務処理の費用は50万円ほどであるのに、本件身元保証契約で90万円を受け取っている上、本件身元保証契約と一体として締結された本件死因贈与契約は甲の預金約620万円を受け取るというものであり、明らかに対価性を欠き暴利であるといわざるを得ない
- ⑥ 乙は甲と同様の契約による寄付金の収益が常時年間1000万円を超えて、乙の収益の1割を超え、平成30年度は寄付金が5000万円を超えており、身元保証契約を事業とする目的のひとつが多額の寄付金を獲得するためである
- ⑦ 本件死因贈与契約を締結し、その執行者を乙とすることで甲の遺族が乙の甲の死後事務を適切に行ったことを確認することができず、この点でも本件死因贈与契約は問題であることなどの事情に照らすと、本件死因贈与契約は平成29年法律第44号による改正前の民法90条の規定する公序良俗に違反し、無効であると認定するのが相当であると判断した。

(3) **名古屋高裁**（令和4年3月22日判決，令和3年（ネ）179号 預金返還，預金債権名義変更手続請求 控訴事件）

ア 高裁の判断のポイント

- ① 本件身元保証契約と死因贈与契約との関係から，本件死因贈与契約の内容が支援受託費用62万円を事前に取得しながら，これに上乗せする形で預金残高を無償で取得することを内容するものである
- ② 本件は，乙の不正確で誤解を招く説明がなされた結果として本件死因贈与契約が締結されたものと判断して，本件死因贈与契約の内容及びその締結過程に照らすと，本件死因贈与契約は，いわば社会的弱者とされる高齢者に身元保証を提供する代わりに合理的な理由もないままその死亡時の不動産を除く全財産を無償で譲渡させることにより乙が利益を得るものであって，暴利行為と評し得るものであって，その効力をそのまま承認することは社会正義にもとる結果となるから，公序良俗に反し，無効といふべきとした。

(4) 検討

ア 受託者の身元保証契約に関する説明について

本件控訴審判決（以下「本判決」という）では，受託者の委託者に対する説明が不十分かつ不正確で誤解を招く説明がなされたものと判断している。本判決に基づくならば，受託者は高齢者に対して，死因贈与契約に関して合理的で理解可能な説明を行い，正確で誤解を招かないような説明を求めているといえる。

確かに，本判決の内容自体は十分に理解できるものであるものの，その一方で契約内容に対する個々の高齢者の理解力は様々であり，受託者から委託者への説明に対し，果たして理解されたかどうかを測ることは困難であって，実際の現場で受託者側が委託者の理解状況に合わせてどこまで具体的にかつ分かりやすく説明すべきかという点は非常に難しい問題である。

上記問題を解決する方法としては，死因贈与契約に限らず，高齢者と受託者が高齢者サポートサービスに関連する契約を締結する際には，国や業界で一定のガイドラインや指針を設けた上で，ガイドラインや指針に従った説明を受託者に義務付けることが必要である。

イ 死後事務委任と死因贈与契約について

- ① 受託者の死後事務の履行をチェックする体制の構築
本件のような死後事務委任契約と死因贈与契約が一体となっている契約の場合，受託者が死後事務にかかる経費を削減すればするほど受託者の得られる利益が増加する関係にあるため，極端に言えば受託者が死後事務の履行をしなければ，受託者は最大の利益を得られることになる。そして，死後事務委任契約は，委託者が死去すると，委託者が第三者に委託内容を伝えない限り，その履行を誰もチェックすることができない。そのため，死後事務委任の受託者が死後事務を履行しなくても受託者の責任が問われないという事態が生じてしまう（受託者のモラルハザード）。このモラルハザードの防止策としては，死後事務委任契約では，構造的に第三者等が死後事務の履行をチェックできる法整備や監督省庁への報告を義務化し，死後事務の履行や監督省庁への報告を怠った場合には，認証・認定の取消や高額な罰金など事業者に対して重い罰則規定を設けるなど受託者の死後事務を確実に履行させる法整備が不可欠である。
- ② 死因贈与契約の任意性の担保

今後，後見制度が意思決定支援に移行する状況において，委託者の意思決定は十分に尊重すべきである。ただ，委託者が受託者との間で死因贈与契約を締結するプロセスの過程において何らかの形で受託者が関与している場合には，契約のプロセスにおいて疑義が生じ，死因贈与契約が本人の真意とはいえない事態が生じかねない。本件の事案では，原告の受託者は，収益の多くを高齢者からの寄付金や贈与（遺贈）で賄っており，受託者にとっては貴重な収益源であった。本件の事案では，本件身元保証契約の費用は90万円であるのに，それと一体となった死因贈与契約では，委託者は，受託者に対し，約620万円を贈与することになる。これでは，実質的に委託者は受任者に本件死因贈与契約を介して合計約710万円を支払ったものと同じである。

本判決では，受託者に対して，「本件身元保証契約と一体となった本件死因贈与契約は暴利行為と評し得るものであって，その効力をそのまま承認することは社会正義にもとる結果となる」と非常に厳しい

表現を用いて本件死因贈与契約は公序良俗に反し、無効という判断を下している。本判決の判断から見ても、受託者が委託者との間で死因贈与契約を締結する際には、契約プロセスの過程での透明化が求められているといえる。そのためにも、受託者には、委託者と死因贈与契約を締結する際には、当該契約が受託者の意思が真意であることを担保するための方策を設けることが求められている。

受託者の意思を担保するための方策の必要性は、死因贈与契約に限らず、死後事務委任契約そして高齢者サポートサービス契約一般にもあてはまる。受託者が委託者に高齢者サポートサービスのサービス内容を説明するときや契約を締結するときは委託者一人ではなく、家族やケアマネージャー等の第三者が同席することを義務付けることなどが必要であると思われる。

(5) 結論

受託者が高齢者である委託者に高齢者サポートサービスを提供する際は、

- ① まずは、委託者にとって十分理解できる説明が求められる。
- ② 委託者が受託者との間で死因贈与契約を締結する際には、その契約プロセスの過程を透明化するためにも、第三者を同席させることを義務付けるべきであり、そのためにも、国には高齢者サポートサービス契約を巡る法整備やガイドラインの策定が求められる。
- ③ 受託者が委託者に契約を迫ったり、虚偽の説明をして契約をした場合には無効とする条項や委託者は受託者との契約をいつでも解約できる条項を必須とするなど、委託者の意思を尊重しつつ、委託者の死因贈与契約の任意性を担保できるような法制度や契約条項の義務化規定を策定することも必要である。

そして、③の法制度としては、消費者契約法を参考として、受託者と委託者との情報の質や交渉力の格差に鑑みた特別法の制定や委託者との間で高齢者サポートサービスを契約する際の一定のガイドラインの策定や高齢者が高齢者サポートサービスの契約を行う際に相談できる窓口等を設置し、高齢者が契約に関する被害を防止できる体制を構築することが必要であると思われる。

column コラム①

身元保証人は必要か？

厚生労働省は、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項にいう「正当な事由」にならないことを示し、各都道府県に対し、このような事例に関する情報に接したときは適切な指導を求める通知を发出しています（医政医発0427第2号/平成30年4月27日）。

厚生労働省の地域医療基盤開発推進研究事業において公表された「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は、身元保証人等がない場合においても、様々な社会資源を活用することによって、医療機関が身元保証人等に求める機能や役割に対応することが可能であることを示しています。様々な社会資源として、成年後見人等（保佐人や補助人においては療養看護や財産管理等の対応する代理権がある場合）や同様に対応する権限を持つ任意後見人が挙げられます。それらの職務を遂行する中で、医療機関が身元保証人等に求める役割のほとんどに対応することができます。これは、ホームロイヤーが財産管理や死後事務委任等の契約を締結している場合も同様に考えられます。

医療機関が身元保証人に求める役割と成年後見人等の職務

■入院費等に関すること

成年後見人等が財産管理の事務を行う中で支払いが可能であり、不払いの懸念はありません。

■本人の退院・転院等の手配・入院中の物品の手配

成年後見人等が身上保護の事務を行う中で対応が可能です。

■遺体・遺品の引取り

成年後見人は、死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることができること（民法873条の2）から対応可能です。また、死後の事務処理に関する委任契約を締結している場合はその契約により対応可能です。

■緊急時対応

臨時の対応が可能な場合もあり、事前に、緊急時の対応について、本人および成年後見人等と協議して対応方法を決めておくことができます。

（初出：2021年3月17日公表日弁連パンフレット「誰もが安心して医療を受ける社会に」）

6 実務対応例

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 成年後見部会部会長 野口 敏彦 (59 期)



1 はじめに

ここからは死後事務委任に関する実務対応例をご紹介します。なお、死後事務委任事項の例としては、概ね以下のようなものが挙げられる。

①葬送に関する事務

葬儀・火葬・埋葬、供養・法要等

②行政機関への届出等の手続

死亡届提出、年金の受給資格抹消申請、健康保険証の返還、運転免許証・旅券の返納、税金の納付等

③生活に関する手続

関係者への死亡の連絡、病院や介護施設の未払料金の精算、賃貸不動産の解除・明渡、公共料金の支払・解約、インターネットの解約、SNS等のアカウント削除、PC・携帯電話の個人情報の抹消処理、ペットの引渡し・施設入所等

2 葬儀・火葬・埋葬等に関する対応方法

(1) 「葬儀」とは、故人の死を弔うための儀式をいい、「火葬」とは「死体を葬るために、これを焼くこと」(墓地、埋葬等に関する法律2条2項)を、「埋葬」とは「死体(妊娠4箇月以上の死胎を含む。)を土中に葬ること」(同法2条1項)をいう。

葬儀等は、依頼者の死亡後速やかに行う必要があるため、依頼者とホームロイヤル契約(見守り契約・財産管理契約・任意後見契約)を締結する、依頼者の関係者との連絡を密にしておく等の方法により、依頼者死亡の事実が速やかに受任者に伝わる体制を予め構築しておく必要がある。

その上で、依頼者の希望する葬儀の実現のため、予め寺院や葬儀業者等に連絡しておき、依頼者死

亡時に速やかに動ける体制も構築しておく。金銭面についても、予め金額、支払方法等を調整しておくことが望ましい。

また、火葬・埋葬のためには火葬許可証・埋葬許可証が必要となるが、その前提として死亡届の提出が必須となる。受任者が依頼者の後見人・保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者になっていれば自ら死亡届を提出できるが(戸籍法87条2項)、そうでない場合には届出義務・権限がある者(同条参照)に行ってもらう必要があるため、注意が必要である。

(2) なお、近時散骨や樹木葬等の自然葬を希望する依頼者も増えているが、東京都福祉保健局のウェブサイト(「散骨に関する留意事項」*1)によれば、「いわゆる『散骨』について、国は、『墓地、埋葬等に関する法律』においてこれを禁止する規定はない。この問題については、国民の意識、宗教的感情の動向等を注意深く見守っていく必要がある。』との見解を示しています」。「散骨は『墓地、埋葬等に関する法律』に規定されていない行為であるため、法による手続きはありませんが、念のため、地元の自治体に確認することをお勧めします」とされているため、この点も事前の確認が必要である。また、散骨と称しつつ焼骨を土中に埋める場合は「焼骨の埋蔵」となり、墓地埋葬法により「墓地以外の区域に行ってはならない」という規制の対象となるため(同法4条1項)、留意が必要である。もし依頼者が焼骨を土中に埋めた上での樹木葬を希望した場合には、事前にそれが可能な墓地の確保まで行っておくことが望ましい。

* 1 : <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/bochitou/ryuuijikou.html>

3 供養・法要に関する対応方法

供養・法要については、三回忌法要くらいまでであれば、前記東京高裁平成21年12月21日判決の判旨に照らしても特に問題はないと思われるが、委任事務があまりに長期に及ぶとその分相続人や受任者自身への影響が大きくなるため、例えば十三回忌法要や三十三回忌法要等については受任を控えた方が良いと思われる。この点は、依頼者との協議次第という面もあるが、例えば三回忌法要の終了後永代供養に切り替えるといった取決めしておくことが望ましい（そのための手続、費用等の確認が必要となることは、上記2と同様である）。

4 行政機関への届出等に関する対応方法

(1) 年金について

日本年金機構のウェブサイト「年金を受けている方が亡くなったとき」*2によれば、「年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、『受給権者死亡届（報告書）』の提出が必要です。なお、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、『年金受給権者死亡届（報告書）』を省略できます」とされている。

また、別のページには、「死亡届が必要な場合は、10日（国民年金は14日）以内に「死亡届」に死亡年月日、年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード、生年月日などを記入し、亡くなった方の年金証書と、死亡を明らかにすることができる書類（戸籍抄本または住民票の除票など）を添えて、年金事務所または年金相談センターにお出しく下さい。障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けていた方が亡くなった場合は、市・区役所または町村役場にお出しく下さい。死亡届の用紙は、市・区役所または町村役場の国民年金の窓口にあります。なお、届出が遅れ、亡くなった日の翌日以後に年金を受け取ったときは、その分を後日お返しいただくことになりますので

ご注意ください」という記載があるため、留意が必要である（「Q 年金受給者が亡くなりました。何か手続きは必要ですか。」*3）。

(2) 保険について

依頼者が国民健康保険に加入していた場合は、国民健康保険の資格喪失手続が必要となるため、依頼者の死亡から14日以内に国民健康保険資格喪失届を市区町村役場に提出すると共に、保険証を返却する必要がある。

依頼者が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、後期高齢者医療制度の資格喪失手続が必要となるため、後期高齢者医療資格喪失届の提出と保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の返還が必要になる。

依頼者が会社員や公務員で健康保険（被用者保険）に加入していた場合や扶養家族として健康保険に加入していた場合は、健康保険の資格喪失手続のため、勤務先に届け出ることが必要である。但し、既に勤務先を退職しており任意継続で健康保険に加入していた場合は、保険証に記載の全国健康保険協会（協会けんぽ）又は健康保険組合への届出が必要となる。

なお、上記のいずれについても、担当機関ごとに必要書類等が異なる可能性があるため、実際の案件処理に当たっては各所に確認されたい。

(3) 運転免許証、旅券の返納

運転免許証や旅券は死亡によって効力は消滅するが、悪用されるおそれがあるため速やかに返納することが望ましい。運転免許証については最寄りの警察署、運転免許更新センター又は運転免許試験場に、旅券については最寄りのパスポートセンターに返納する。

(4) 税金の納付・申告について

依頼者の生前に納税義務が発生した税金について、依頼者の生前に預かった資金で納付することは可能

* 2 : <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20140731-01.html>

* 3 : <https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/jukyushatodoke/kyotsu/shibo/20140421.html>

である。依頼者に相続人がいる場合には、納付後の報告・返金先を定めておくことが望ましい。

他方で、依頼者が亡くなった後の税務申告については、相続人がいる場合は相続人が、相続人がいない場合は相続財産法人が納税義務者となるため、死後事務委任契約で税務申告に対応することはできない。

5 賃貸不動産の解除・明渡しについて

賃借権も財産権の一種であるため、賃借人が死亡した場合には相続の対象となる。そのため、依頼者が居住していた賃貸不動産の解除・明渡しを行うか否か、行うとしていつ・どのように行うかを決定するのは、原則として依頼者の相続人である。そのため、賃貸不動産の解除・明渡しを死後事務として受任する場合には、相続人の権限との抵触に十分留意する必要がある。可能であれば、依頼者の生前に推定相続人に連絡をとり、賃貸不動産の解除・明渡しについて依頼者から委任を受けたことについて了解を取ると共に、賃借人にも事前に連絡しておくことが望ましい。

また、賃貸不動産内の動産類の搬出・処分についてもどのようにするか、予め調整しておく必要がある。特に当該不動産内に、相続人にとって主観的又は客観的に貴重な物品が存在する場合は、何を誰に引き渡すかを事前に確認しておく、事前の確認が難しい場合は死後に形見分けの機会を設ける、依頼者がそのような措置を望まない場合は、速やかな廃棄処分を希望する旨を委任契約の中に明記しておくといった措置を講じることが望ましい。

6 公共料金の支払・解約について

死後事務委任契約において、電気・ガス・水道等の公共料金の支払・解約を求められることは良くあるが、支払は良いとして、受任者において解約手続までできるか否かは事前に確認しておくことが望ましい。受任者において解約できず、相続人等の親族の協力も得られない場合は、料金滞納による解約を待つほかないこともある。

また、相続人や同居人が依頼者死亡後も電気、ガス、水道等の継続利用を希望することもあるため、その点については事前に確認しておくことが望ましい。継続利用の希望がある場合は、解約せず当該相続人等に名義変更等を委ねることになる。

7 インターネットや携帯電話の解約について

インターネットプロバイダや携帯電話会社との契約については、各社の約款所定の解約権者（典型的には相続人）しか解約できないとされていることが多い。そのため、解約の可否を予め確認しておくか、あるいは、受任者としても、受任者の方では解約できない可能性があることを依頼者に事前に伝えておくことが望ましい。

受任者において解約できない場合、相続人等との関係が良好であれば相続人等に解約を依頼すれば足りるが、相続人等との関係に問題がある場合は、料金滞納による解約を待つほかないこともあり得る。なお、相続人等が依頼者死亡後もインターネットや携帯電話の継続利用を希望することがあり得ること、その場合の対処法については、上記6と同様である。

8 SNS等のアカウント削除

SNS等のアカウント削除についても、約款では解約権者が相続人等に限定されていることが多いと思われる。事前にIDやパスワードを聞いておけばアカウント削除は可能になるが、不正アクセス禁止法違反だと言われないように、死後事務委任契約を締結しておくと共に、IDやパスワードの管理に十分注意する必要がある。

9 PC・携帯電話内の情報の抹消処理

近年では、PCやスマートフォン等の中に（あるいはクラウド上に）膨大な情報が保存されているところ、それらのデータを「デジタル遺品」と呼ぶことがある。

このデジタル遺品の処理については、データを電子的に削除する、ハードディスク等を物理的に破壊する、

クラウド上のデータの削除・サービスからの退会を行うといった方法が考えられるが、この点は事前に信頼できる業者に連絡して、手続・費用等を確認しておくことが望ましい。

10 ペットの引渡し・施設入所

近年は、家族同様にペットと生活している方も多いため、自らの死後のペットの行く末を懸念されている方も非常に多い。

ペットについては、やはり事前に引き取り可能な人や施設、条件等を調査しておく必要がある。また、ペットは民法上は動産として所有権の対象となるため、相続人が複数いるような場合には、予め特定財産承継遺言や遺贈、死因贈与等の方法を用いて承継先を明確化しておくことが望ましい。

また、ペットの飼育には餌代等の費用がかかるため、事前に引取先と協議し、必要額を予め預託しておくといった措置を講じておくのも一案である。

11 結語（家族全体との信頼関係の重要性・自衛の必要性）

以上、死後事務委任の具体的な実務対応例を見てきたが、いずれにせよ死後事務委任は委任者が亡くなった後のことを依頼するものであるため、遺された家族との間の信頼関係が非常に重要となる。案件によっては、遺族との関係に大きな問題がある場合もあるため、そのような場合は死後事務委任契約の中に、「委任者の相続人からの反対等により、委任事務の履行が不可能又は著しく困難になった場合には、受任者は委任者の相続人に対する意思表示により、受任者としての地位を辞任することができる」といった規定を入れておくことで自衛を図った方が良い場合もあると思われる。

いずれにせよ、本稿が会員各位の実務のささやかな一助となることを願い、筆を置く。社会の高齢化に伴い、死後事務に関する依頼はこれから増える一方になることが予想されるため、多くの会員と共に、適正な実務を構築・普及できればと考えている。

column コラム②

変革期にある成年後見制度

成年後見制度は現在、変革期にあります。

令和2年10月30日に、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会）をメンバーとする意思決定支援ワーキング・グループは、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を公表しました。これは従来の成年後見制度の運用について「本人の意思尊重の視点が十分でない」といった課題が指摘されてきたことを踏まえ、常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するために策定されたものです。その中では、本人の意思を汲み取るための工夫が紹介され、本人に代わって決定する代行決定には謙抑的であるべきことなどが強調されています。

それに加え、令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、その「Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」の冒頭で「成年後見制度等の見直しに向けた検討」が掲げられており、そもそも現行制度自体の見直し（民法改正）も視野に入っています。

具体的にどのように見直されていくかは、現在、公益社団法人商事法務研究会の中に設けられている「成年後見制度の在り方に関する研究会」（座長：山野目章夫早稲田大学大学院法務研究科教授）等で議論されていますが、主な検討事項としては、本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべきではないか（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべきではないか、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべきではないか、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じて後見人等を円滑に交代できるようにすべきではないか、といった点が挙げられています。

既に日本は超高齢社会に突入しておりますが、加齢に伴い誰もが判断能力の減退・喪失のリスクを抱える中、信頼性・利便性の高い成年後見制度を構築・運用していくことは、誰もが地域で安心して暮らしていくための最重要課題の1つと言っても決して過言ではないでしょう。1人でも多くの会員の皆様に成年後見制度の動向に目を向けて頂くことを願ってやみません。